

官報

号外

令和三年一月二十九日

○第二百四回 衆議院会議録 第五号

令和三年一月二十九日(金曜日)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

令和三年一月二十九日
午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣西村康稔君。

(国務大臣西村康稔君登壇)

○国務大臣(西村康稔君) たいま議題となりました新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活や国民経済への影響が最小となるよう、必要な法制を整えることが喫緊の課題であります。

このような状況に対処し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく感染症対策を強化するため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、新型インフルエンザ等緊急事態に至る前から実効的な感染症対策を講ずることができるようになるため、新型インフルエンザ等まん延防止

等重点措置を創設します。

第二に、国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の影響を受けた事業者や医療機関等を支援するための必要な措置を講ずることとします。

これらの措置により、都道府県知事は、措置が必要な業態に係る事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請するとともに、必要な財政上の措置等の支援を行うこととします。正当な理由なく当該要請に従わない場合には、当該要請に係る措置を命令することができることとし、当該命令に従わない場合には過料を処することにより、実効性を担保します。

第三に、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設に併せて、新型インフルエンザ等緊急事態措置を見直し、特定都道府県知事は、施設管理者等が正当な理由なく施設の使用制限等の要請に従わない場合には、当該要請に係る措置を命令することができることとし、当該命令に従わない場合には過料を処することにより、実効性を担保します。

第四に、新型コロナウイルス感染症を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型インフルエンザ等感染症として位置付けます。

第五に、厚生労働大臣及び地方公共団体の情報連携、電磁的な方法による届出等について、必要な規定を整備することとします。

第六に、厚生労働大臣及び都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、医療関係者、検査を行う民間事業者等に必要な協力を求めることとするとともに、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、協力するよう勧告することとします。

第七に、厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症及び新感染症について、患者等に対する

して宿泊療養又は自宅療養に関する協力を求めることができることとします。また、検疫法上も、宿泊療養又は自宅待機その他の感染防止に必要な協力を求めることができることとします。

第八に、入院先から逃げた場合又は正当な理由がなく入院措置に応じない場合及び積極的疫学調査に応じない場合の罰則を設けることとし、実効性を担保します。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して十日を経過した日としております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) たいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。中山展宏君。

(中山展宏君登壇)

○中山展宏君 自由民主党の中山展宏です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、たいま議題となりました新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられました方々へ衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々に心からの御見舞いと、現在入院、療養を行っている皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

今般の国難というべき有事に際し、前線で力を尽くして下さっている医療関係者を始め、かけがえのない社会経済機能を支えて下さっている

セーフティネットの在り方、こうした点について、平時から、最悪を想定して検討し、万全を期すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第三波の収束後、開を取ることなく、こうした危機管理上の重要課題に政府を挙げて取り組むことを強く求め、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣菅義偉君登壇)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 足立康史議員にお答えをいたします。

特措法と補償についてお尋ねがありました。特措法で感染症の拡大防止を目的として休業等を要請した場合でも、事業活動に内在する制約であることから、憲法二十九条三項の損失補償の対象とはならないと解釈されております。

これは、施設の休業等の要請が、施設の使用自体が感染症の蔓延の原因となることから実施されるものであること、緊急事態宣言中に限って行われるものであり、一時的なものであること、こうしたことによるものと法制定時に整理されており

ます。その上で、そうした基本的な考え方は、今回の改正によっても変わるものではないと考えます。次の感染拡大に備えた準備についてお尋ねがありました。

現在、緊急事態宣言に基づき、飲食店の営業時間短縮等の強力な対策を講じており、まずは、一日も早く感染を収束させるため、全力を尽くしてまいります。

その上で、御指摘も踏まえながら、これまでの経験を踏まえ、様々な対策について問題点や改善点を検討し、更に対策を進化してまいります。

しかしながら、新型コロナウイルスは新型インフルエンザと比べて感染の特徴等がかなり異なっており、こうした中で、国民の皆さんの命と暮らしを守るという強い思いの下、日々の感染状況を把握し、専門家の意見も聞きながら、必要な対策を講じて

きました。

まずは、一日も早く現在の感染を収束させるために全力を尽くしてまいります。

その上で、決して気を緩めることなく、今後、これまでの経験を踏まえ、問題点や改善点を検討し、対策を更に進化させてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)

○浅野哲君 国民民主党・無所属クラブの浅野哲君です。(拍手)

昨年十二月、私たち国民民主党は、他の野党とともに、万全の補償と罰則をセットにした特措法改正案を提出いたしました。万全の補償を前提に、一定の統制力を持たせ、短期で感染を抑え込む方が、国民の健康リスクや経済ダメージを最小化でき、財政的にも負担が少なくて済むと考えたからです。

また、私たちの案では、国民の皆様に行動制限や罰則を科すのはあくまでも緊急事態宣言下に限り、非宣言下では私権制限を極力行わない方針でした。新型コロナウイルス対策は、国民の理解と協力がなければ成立しません。制度全体ができる限り簡素であることが望ましいと考えております。

一方、今回の政府案では、蔓延防止等重点措置を新設することによって、制度全体が複雑化し、分かりづらくなりました。蔓延防止等重点措置は、緊急事態措置と同様に、事業活動の制限に関する罰則、命令及び罰則規定が含まれます。そして、理屈上は、対象地域や対象者について、同様な範囲を指定することが可能です。つまり、この二つの措置は、効能的に極めて高い同一性があります。

西村大臣にお伺いします。

蔓延防止等重点措置で実施しようとしていることは、そもそも緊急事態措置でも実施可能ではありませんか。国民の協力を得やすいシンプルな制

度とするべきです。蔓延防止等重点措置でやるうとしていないことを緊急事態措置の制度を活用して実施できない理由があれば、お答えください。

一月二十六日の予算委員会、西村大臣は、特定の地域や特定の業種に絞れば私権の制約の程度は相当低いと発言しました。だから国会への報告は不要であるという意図での発言だと理解しています。しかし、対象者が少数であっても、私権制限であることに違いはありません。対象者が少ないからといって、国民の代表たる国会の理解なく私権制限を正当化することなど、あつてはなりません。

蔓延防止等重点措置について国会の関与が不要であるとした根拠について、法制上の観点も踏まえ、明確に御説明をお願いいたします。あわせて、国会へ報告を行うよう再考を求めます。

条文中には、正当な理由なく命令に従わなかった場合に罰則の対象となるという記載があります。この正当な理由の要件は何でしょうか。今後、具体的な指針を定める予定はありますか。例えば、既存のガイドラインに沿ったコロナ対策を実施した上で、生活を守るため、従業員を守るため、会社を守るためなどの理由で営業すること、正当な理由に当たりますか。明確にお答えをお願いいたします。

西村大臣は、先日の予算委員会の中で、休業要請は事業活動に内在する制約であることを理由に損失補償の対象とはならない旨を答弁されました。しかしながら、新型コロナウイルスが長期にわたり、事業者の皆さんは大変厳しい経営環境に置かれています。それなのに、政府は、事務作業の負担を理由に一律給付にこだわっているように見えます。政府には、国民の立場にもっと寄り添う姿勢を見せていただきたい。

本法案の第六十三条の二では、事業者に対する支援等の規定が新たに設けられていますが、事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の

必要な措置の内容の妥当性については、どのよう

に確保されるのでしょうか。また、効果的に講ずるとは、具体的に何に対する効果を意図しているのでしょうか。

また、事業者への支援について総理に質問します。この条文の趣旨に照らした場合、現在検討されている一時金などの一律給付制度の内容は妥当と言えますか。私は、国民民主党がこれまで提案してきた、事業者が受けた影響に応じた措置の内容とする方が、条文の趣旨に合っていると思えます。影響度に応じた支援の是非についても、総理の見解をお伺いいたします。

入院拒否に対する刑事罰については、修正協議の結果、削除されることとなったと承知していますが、改めてお伺いいたします。

人に居場所を強制する制度に関しては、違反となる可能性が高いという指摘があります。また、入院しなかったことで感染が拡大したという証拠も明らかになっておりません。本件に関する立法事実及び合憲性について御説明をお願いいたします。

あわせて、自宅やホテルでの療養拒否に対する入院命令を可能とする点については、強く再考を求めます。自宅等で入院調整中の方の死亡がこれだけ問題になっている中、病床逼迫状況を悪化させる本末転倒の施策です。むしろ、端的に療養命令を可能とする改正の方が現実的ではないでしょうか。また、その前段階として、療養者の病状把握等を強化するなど、協力へのインセンティブを高める努力をするべきだと思えますが、田村大臣の見解をお伺いいたします。

菅総理に質問します。コロナ禍を乗り越えるには、政府と国民が危機意識を共有し、協力しなければなりません。その前提となるのは、国民の政府に対する信頼と共感です。トップリーダーの強い決意と国民へのメッ

セージが不可欠です。現在、緊急事態宣言の期間延長も検討されていると伺っていますが、延長される場合には、議院運営委員会に出席し、総理御自身の言葉で国会と国民に対して総理のお考えを発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に一言申し上げます。
先頃より国民民主党は、国会内での感染防止のために質疑通告等のオンライン化を始めました。そうしたところ、国会議員と官僚双方の感染リスクを減らせるだけでなく、官僚の皆さんの働き方改革にもつながると喜ばれています。官僚の皆さんは、議員会館への移動に片道約二十分程度を要しています。一日複数回往復することも多いと聞いています。彼らが移動に使う時間も、この国にとっては貴重な資源です。質問通告や打合せにおけるオンライン活用について、現在、他会派の皆様も多く実行されており、大変喜ばしく思っておりますが、更に多くの議員の皆様が活用されることをお願い申し上げます。私の発言を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕
○内閣総理大臣(菅義偉君) 浅野哲議員にお答えをいたします。
特措法改正案における事業者への支援についてお尋ねがありました。
今回の特措法改正法案は、休業要請などを受けた事業者の経営や国民生活への影響を緩和するため、支援を行うこととしております。
時短営業に協力する飲食店への一日六万円の支援金は、迅速な支援を行うために店舗ごとに一律としておりますが、多くの地域において、店舗数に応じた支援金としております。さらに、影響を受ける納入業者等については、一時金を支給することとしております。

なお、今回の与野党協議について、事業規模に

応じた支援の在り方については、事業者の状況、必要性等を踏まえて検討し、支援が効率的なものとなるよう取り組むと同意されたこと承知しており、政府としては、この合意を踏まえて適切に対応してまいります。
新型コロナウイルスに対する決意と国民へのメッセージについてお尋ねがありました。
九月の就任以降、一貫して、国民の命と暮らしを守ることを最優先に、日々の感染状況を把握し、専門家の意見も聞きながら、対策による国民生活やなりわいへの影響にも常に思いをはせながら、適切な判断を行い、必要な対策を行ってきたところであります。

その上で、今、私に求められていることは、一日も早く感染を収束させ、国民の皆さんが安心して暮らせる日常、そしてにぎわいのある町を取り戻すことだと思っております。
引き続き、国民の皆さんの声に丁寧に耳を傾けるとともに、この感染拡大を何としても収束させるべく、先頭に立って対策を進めてまいります。議院運営委員会への出席については国会でお決りになるものと承知しておりますが、国会の場においては真摯かつ丁寧な説明に努めるとともに、国民の皆さんに対しては、会見の場などにおいて、分かりやすく丁寧な情報発信に努めてまいります。(拍手)

〔国務大臣西村康稔君登壇〕
○国務大臣(西村康稔君) 浅野哲議員からの御質問にお答え申し上げます。
蔓延防止等重点措置について、緊急事態措置の制度を活用して実施できないかについてお尋ねがありました。
緊急事態宣言発出は国民生活に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、緊急事態宣言を発出するような事態とならないよう、感染が拡大してきている場合に機動的な対策を講じることが可能とするために、知事会からの御提言も踏まえ、今般、蔓延防止等重点措置の創設を盛り込んでおります。

また、特に措置が必要な地域、業態を限って、期間を限定した営業時間の制限等が想定されるにとどまり、国民の権利を制限する内容は、緊急事態宣言措置と比べれば相当程度少ないものであります。このため、公示のみとし、国会の承認や報告は規定をしておりません。
今回の与野党協議において、蔓延防止等重点措置

防止等重点措置の創設を盛り込んでおります。
蔓延防止等重点措置は、地域の感染状況にに応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施する仕組みとしており、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込むことで、全国のかつ急速な蔓延への発展を防ぐため、知事の行う要請等の実効性を高める趣旨で実施するものであります。
また、特措法第五条において、国民の私権の制限を必要最小限とすべきことが規定されており、この趣旨からも、緊急事態宣言前の段階においては、より私権制限が少ない措置とする必要があるため、期間、区域、業態を絞った措置を設けることとしております。

蔓延防止等重点措置に関する国会への報告についてお尋ねがありました。
緊急事態宣言の発出は、住民に対する全面的な外出自粛の要請や物資の供給や運送の要請、その他全市町村における対策本部の設置など、国民生活、国民経済に大きな影響を及ぼす幅広い措置を含むため、緊急事態宣言を発出するような事態とならないよう、感染が拡大してきている場合に機動的な対策を講じることが可能とするために、知事会からの御提言も踏まえ、今般、蔓延防止等重点措置の創設を盛り込んでおります。

また、特に措置が必要な地域、業態を限って、期間を限定した営業時間の制限等が想定されるにとどまり、国民の権利を制限する内容は、緊急事態宣言措置と比べれば相当程度少ないものであります。このため、公示のみとし、国会の承認や報告は規定をしておりません。
今回の与野党協議において、蔓延防止等重点措置

置の速やかな国会報告について行うよう附帯決議で担保すると同意されたこと承知しており、政府としては、この合意を踏まえて真摯に対応してまいります。
蔓延防止等重点措置の正当な理由についてお尋ねがありました。
改正法案第三十一条の六の第三項では、施設管理者等が正当な理由がないにもかかわらず要請に応じない場合であつて、重点区域における新型コロナウイルス等による蔓延を防止するため特に必要があるときに限り、当該要請に応じるよう命令をすることができると規定しております。
この正当な理由の解釈は、今回の改正案においては、国及び地方公共団体が新型コロナウイルス等の影響を受けた事業者等を支援するために必要な措置を講ずる義務を明記していることも踏まえ、また、憲法第十二条の趣旨に照らし、感染拡大を抑えるため、限定的に解釈されるべきものと考えております。
御指摘の事例も踏まえ、具体的な状況における諸般の事情を考慮して客観的に判断されるものと考えております。
事業者支援の内容の妥当性の確保及び効果的に講ずるの意図についてお尋ねがありました。
今般、国及び地方公共団体が新型コロナウイルス等の影響を受けた事業者を支援するための必要な措置を講ずる義務を明記することといたしました。

新型コロナウイルス等や蔓延の防止に関する措置が事業者の経営に及ぼす影響は千差万別であるため、事業者を支援するに当たっては、それぞれの影響の程度も踏まえて支援を行うことが重要であり、このため、効果的にという文言を規定したものであります。
今回の与野党協議において、事業規模に応じた支援の在り方について、事業者の状況、必要性等

今回の与野党協議において、事業規模に

今回の与野党協議において、事業規模に

を踏まえて検討し、支援が効果的なものとなるよう取り組む旨を答弁及び附帯決議で明確化すると合意されたと承知しており、政府として、この合意を踏まえて対応してまいります。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇)

○国務大臣(田村憲久君) 浅野哲議員にお答えいたします。

感染症法上の入院に対する罰則についてお尋ねがありました。

感染拡大を防止するためには、感染者に対する入院勧告、措置は重要であり、個人の人權に配慮しながら、実効性を高めるための措置を講ずる必要があると考えております。

御本人の御理解を得ながら入院していただくことが基本ですが、自治体等からの協力要請に応じていただけない場合があることや、全国知事会から罰則の創設を求める緊急提言が出されていることなどを踏まえ、罰則を創設することいたしました。

また、現在の感染症法においても、感染症の蔓延を防止するため、入院の勧告に従わない場合は強制力のある入院措置を取ることができるところであり、更に実効性を担保するために、今般の改正案では強制措置と罰則を組み合わせております。

このような例としては、既に検査法において、隔離、停留中に逃げた場合の罰則が設けられており、今回創設する罰則もこれを参考にしており、憲法に違反するものとは考えておりません。

なお、今般の改正案については、与野党間で協議が行われたものと承知しており、政府としては、与野党間の協議を経た上で国会での御審議の結果を尊重して対応してまいります。

宿泊療養等の拒否に対する入院勧告についてお尋ねがありました。

今国会に提出している感染症改正法案において

は、これまで運用で行ってきた宿泊療養、自宅療養について、その実効性を確保するため、これらを法的に位置づけるとともに、要請に従わない場合に入院勧告の対象となる、これまでの政令上の取扱いを法律で明確化したものであり、現場でのより確実な取組を後押しするものであります。

療養者の健康観察については、これまで、保健所で定期的に健康観察を行い、症状が変化した場合等に備え、患者からの連絡や相談に対応する体制を構築するとともに、健康観察を医師会等に委託することも可能とし、その費用は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において支援をいたしております。

いずれにしても、今回の法案審議の過程を通じて、国民の皆様から御理解を得られるよう、丁寧な御説明させていただきたいと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時一分散会

出席国務大臣
内閣総理大臣 菅 義偉君
財務大臣 麻生 太郎君
厚生労働大臣 田村 憲久君
国務大臣 西村 康稔君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 坂井 学君
内閣府副大臣 赤澤 亮正君

○議長報告
(通知書受領)
一、昨二十八日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和二年度一般会計補正予算(第三号)
令和二年度特別会計補正予算(特第3号)
令和二十八年、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、昨二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律
国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律
(報告書受領)
一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五條第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五條の規定に基づく同法の施行状況に関する報告書
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任
安藤 高夫君
井林 辰憲君
奥野総一郎君
櫻井 周君
田嶋 要君
補欠
高木 啓君
深澤 陽一君
武内 則男君
山川百合子君
宮川 伸君

井上 一徳君
武内 則男君
宮川 伸君
高井 崇志君
高木 啓君
深澤 陽一君
山川百合子君
財務金融委員
辞任
武井 俊輔君
大岡 敏孝君
文部科学委員
辞任
丹羽 秀樹君
福井 照君
上野 宏史君
小寺 裕雄君
補欠
大岡 敏孝君
武井 俊輔君

予算委員
辞任
河村 建夫君
根本 匠君
今井 雅人君
逢坂 誠二君
玄葉光一郎君
藤野 保史君
藤田 文武君
西岡 秀子君
関 健一郎君
森田 俊和君
玉木雄一郎君
青山 大人君
伊藤 俊輔君
西岡 秀子君
堀越 啓仁君
堀越 啓仁君
高井 崇志君
緑川 貴士君
長谷川嘉一君
補欠
武部 新君
岩田 和親君
関 健一郎君
篠原 孝君
森田 俊和君
笠井 亮君
馬場 伸幸君
玉木雄一郎君
青山 大人君
伊藤 俊輔君
西岡 秀子君
堀越 啓仁君
堀越 啓仁君
屋良 朝博君
高井 崇志君
緑川 貴士君
長谷川嘉一君

井上 一徳君
高井 崇志君
奥野総一郎君
田嶋 要君
井上 一徳君
安藤 高夫君
井林 辰憲君
櫻井 周君
大岡 敏孝君
武井 俊輔君
上野 宏史君
小寺 裕雄君
丹羽 秀樹君
福井 照君
小寺 裕雄君
丹羽 秀樹君
福井 照君
武部 新君
岩田 和親君
関 健一郎君
篠原 孝君
森田 俊和君
笠井 亮君
馬場 伸幸君
玉木雄一郎君
青山 大人君
伊藤 俊輔君
西岡 秀子君
堀越 啓仁君
堀越 啓仁君
屋良 朝博君
高井 崇志君
緑川 貴士君
長谷川嘉一君